

## 会議結果報告書

1. 会議名 令和4年度 第2回 印西市環境審議会
2. 日時 令和4年10月24日(月) 14:00~16:00
3. 場所 印西市役所農業委員会会議室
4. 出席委員: 岩井会長、鈴木委員、丹澤委員、岩井委員、小川委員、武藤委員、矢野委員  
事務局: 飯島環境保全課長、木村指導係長、堺主査、海老原保全係長、清田主査補
5. 傍聴者 0名
6. 配布資料
  - ・資料1 印西市空き地の雑草等の除去に関する条例(案) 市民意見公募手続き(パブリックコメント)の結果
  - ・資料2 令和4年度版印西市環境白書(案)
7. 内容
  - (1) 開会
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 議題
    - ①印西市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)について  
会長: 議題①印西市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)について、事務局より説明をお願いします。  
一事務局より、印西市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)について説明—  
会長: 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。  
委員: 条例の中に「助言」という言葉がありますが、足が悪く自分では草刈りができない対象者には、業者の紹介などの対応をするのでしょうか。  
事務局: 市内の草刈業者を一覧にして現在もご案内しています。  
委員: コンプライアンスの問題もありますので、特定の業者のみとならないようにしていただければと思います。シルバー人材センターや市の登録事業者のリストでしょうか。  
事務局: 市内の入札業者等を提示させていただいております。  
委員: 行政指導処分を行うとありますが、どういう処分となるのでしょうか。  
事務局: 条例の中で言いますと、行政指導は、5条の指導又は助言、6条の勧告、7条の命令が該当します。行政代執行法による行政代執行が処分となります。  
委員: 1人暮らしの高齢者についても対象となりますか。  
事務局: 対象にはなりますが、様々な事情により対応できないこともあるかと思いの、事情等をお知らせいただいた上で臨機応変に対応していきます。  
委員: 代執行とは、どういうことをやるのでしょうか。

事務局:行政の指導、勧告、命令に応じていただけない場合に、行政代執行法に基づき、市が代わりに草を刈って、その代金を土地の所有者に請求する形となります。

委員:草刈り業者はどのくらいいるのでしょうか。

事務局:草刈りを専門とする業者は市内に約31社あります。

委員:恐らく足りなくなると思います。市民に募集をかけたりにすることは考えていますか。地元の人でないと業者が分からないといったこともあると思います。役所から広報等を通じて業者、個人を募るといった制度は考えていますか。

事務局:なかなか難しい面もあります。今は入札業者のリストを案内し、住所などから選定していただくことを想定しています。特定の業者を案内することは難しいと考えており、業者選びは、土地所有者にお任せしています。

委員:費用に関する基準はないのでしょうか。業者と勝手に決めるということですか。

事務局:実際に土地所有者と業者のやり取りになりますので、決まった単価はありません。

委員:それだと、なかなか業者が決まらない印象もあります。

事務局:判断基準は難しいとは思いますが、市内の業者やシルバー人材センターが含まれていますので、それらを踏まえて検討していただければと考えています。

委員:一般的な市の想定としては、対象者の住所の近くの業者を選び、見積もりを取った上で、最も安い業者や良いと思う業者を選ぶといった流れを想定しているということでしょうか。

事務局:そうです。あくまでも土地の所有者が、業者リスト等から検討していただき、業者を選ぶ形になると考えています。

委員:要するに、リストの全てに聞くわけにもいかないもので、近い業者を何社か選べば、一番安い所に依頼でき、ご指摘のご心配に対応できるのでは、というのが市の想定かと思います。

会長:他にありますか。なければ、一点説明していただきたいのですが、代執行という話が先ほどから何度か出ています。県内あるいは近隣の市町村で、代執行を行った前例があれば、参考にお話いただければと思います。

事務局:近隣では代執行まで行った例が少なく、流山市で3件ほど代執行を実施しております。栄町でも実施した例があると聞いております。

会長:県内でも法に基づいて、代執行は行われているということですね。他に質問等がありますか。

委員:期限はあるのでしょうか。

事務局:あります。指導を出して、反応を待ち、その後、反応がなく対処していただけない場合は、勧告が出ます。その勧告から14日以内に、草木も刈られない、連絡もないとなれば、次は命令という処分になります。そこからまた14日の期限を定めています。それ以降は、行政代執行の準備や書面の郵送などもあり、時間がかかりますが、そのような期限を設定しています。

委員:何年間か続けることになるのでしょうか。

事務局:現状では、住んでいないところに、草が生え、一度刈っていただいても翌年の夏になれば、また草が生えて、また刈っていただくということが続いている事例があります。市からお願いという形で、草刈りの除去に対応していただいています。中には対応していただけない案件もあります。そういった案件に対して、所有者の責務や市の権限・立場を明確にしたいという趣旨で今回の条例制定を考えているところでございます。

会長:他に質問等がありますか。

委員:質問ではありませんが、前回の会議結果報告書の1ページ下から3行目「ないよう」の誤字を直していただければと思います。

事務局:修正させていただきます。

会長:私の方から一点、草刈りは、年2回ぐらい実施する必要があると思います。また、刈った草は、乾燥すると、あとあと火災の可能性もあるので、草自身を処分する必要があります。かかる費用は安くはないと見えています。

会長:他に質問等がありますか。なければ、当審議会では、市から当該条例の制定について意見を求められております。当該条例の制定について、異議なしとしてよろしいでしょうか。

—異議なし—

会長:ありがとうございます。

事務局:委員の皆様いただいた意見を踏まえ、事務局で答申書案を作成させていただき、答申書の最終確認につきましては会長にお願いできればと考えていますが、いかがでしょうか。

会長:ただいま、事務局から答申書の作成に関してお話がありましたが、私の方で最終確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

—異議なし—

会長:異議なしということですので、私が最終確認をさせていただきます。

## ②令和4年度版印西市環境白書(案)について

—事務局より、令和4年度版印西市環境白書(案)について説明—

会長:ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等がありましたら挙手をお願いします。

委員:37ページについて、ごみ処理機の援助があることは知っていましたが、木や枝を粉碎する機械も貸し出していただけることは、今日初めて知りました。この代金は無料でしょうか。

事務局:クリーン推進課で実施しておりますので、お調べして回答します。

委員:もう少しPRした方がいいと思います。先ほどの空き地の草もこの機械で処分で

きるものでしょうか。

事務局:そちらについても、確認して回答させていただければと思います。なお、先ほどの剪定枝の粉碎機の貸し出しは無料でございます。

会 長:できれば、市で、竹もチップにできる中型の機器を導入してもらえるとありがたいと思います。値段が高く、なかなか個人では買えないのではないかと思います。

事務局:ただ今会長からお話のあった竹のチップ化に関連し、市では、伐採した竹を炭にして活用する取組について、里山の保全、CO<sub>2</sub>の削減、農業振興、ごみの減量化などのさまざまな機能を発揮するグリーンインフラという観点から、調査研究や情報収集をしているところです。

会 長:竹もチップ化すれば、体積が50分の1くらいに減ります。かなり効果が見込めると思います。

委 員:水質の基準に関連するものですが、4 ページにあるように、各ポイントで環境基準を測定して、目標を目指すことは良いことだと思いますが、7 ページを見ると「環境基準に達していない地点」という表記になっています。「目標値に達していない地点もある」という表記にしないと、水濁法の環境基準の評価と混同されてしまうので、目標とした環境基準に達していない、目標値に達していないといった表記にさせていただいた方が、市の目標を達成したという繋がりがわかりやすくなると思います。

事務局:いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。

委 員:4 ページの師戸川のBOD濃度を測定している場所はどこでしょうか。

会 長:草深地区の水量がなく、流れていない溜まった水を測定しており、濃度が濃くなると聞いたことがあります。

事務局:3ヶ所、上流中流下流で測定し、上流は会長からあったとおり、草深の水量が少ないところで、その濃度が最も高くなっています。河口に行けば水の量が増えていきます。

会 長:ニュータウンが造成して、湧き水が昔ほど自然に流れず、雨が降れば流れる程度のところで測定しているので、もう少し集落の県道のあたりで測定すれば、かなり数字が下がると思います。測定点を変えることは出来ないのでしょうか。

委 員:師戸川の測定地を変える話が会長からありましたが、私はそのままでいいと思います。逆に、水量を流す工夫、住宅地や道路の透水性確保などの施策が進むことによって濃度が薄くなれば、重要な基準になると思います。そういうものを測る指標となればと思います。

事務局:師戸川の改善については、いただいた意見を踏まえながら進めていきたいと思えます。

委 員:令和3年度までの環境白書ということで、例えば16ページに、総評、今後の方向性「農業施策については概ね目標を達成しています。市民農園区画数については

目標を下回る実績となりましたが、今後全ての指標で目標を達成することができるよう施策を推進していきます。」とありますが、その後、この施策について具体的な内容がどこかに出ていますか。そうでなければ、多分2年経っても3年経っても「目標を達成できるよう施策を推進していきます」という文章が続いてしまいます。同じような文章がこの白書に何ヶ所か見られます。その後、何をしようとしていることを文章化することがとても大切だと思います。

事務局:令和4年度から令和13年度までの施策を現在の第3次環境基本計画に示し、これまでの内容・評価を踏まえて実施してはいますが、より具体的なものを示していけるように、委員の皆様からのご意見を担当課とも共有したいと考えています。

会 長:他に質問等ございますか。

委 員:ふれあいバスについて、効率のよいルートをご検討いただきたいと思います。

委 員:捕獲したイノシシなどを処分する処分場が印西市にあるのでしょうか。

事務局:イノシシについては、クリーンセンターで焼却しております。

会 長:猟友会によるものや市の道路で発見された動物の遺体の持ち込みについて受け入れており、一般の人は持ち込めません。

委 員:4 ページに里山保全活動団体数とありますが、どのように数値を取得していますか。

事務局:6 ページに環境活動団体数という指標があり、市民活動支援センター等に登録があり、環境に関連した活動を行っている団体を集計していますが、そのうち、里山保全を主な活動内容としている団体をピックアップしたものをこちらの数値としています。

委 員:4 ページの二酸化窒素濃度と浮遊粒子状物質濃度の数値が抜けていますがいかがでしょうか。

事務局:ご説明が漏れてしまいましたが、この指標は、関係機関が公表する数値を掲載しており、最新の数値が出ていないことから未更新とさせていただきます。新しい数値が出次第、更新させていただきます。同じような形で、15ページの森林面積、21ページの湖沼の全国順位、こちら未更新となっており、35ページの市の事務事業から排出される二酸化炭素の削減量につきましては、データ収集のため、未更新となっています。

会 長:37 ページの有価物集団回収交付団体数が減っているのはなぜですか。平成29年は121団体であったのが、令和3年度は97団体になっています。ごみゼロ運動もそうですが、有価物についても各町内会長等を通して、ごみの減量化・資源化に動いていただくように、行政側から働きかけて頂ければと思います。

事務局:できるだけ団体数が増やしていけるよう情報発信を進めていきたいと思っています。

会 長:他にご意見ありますでしょうか。

委 員:可能でしたら何点か修正をお願いしたい箇所があります。まず、38ページに宮下

文庫とありますが、一般の知らない方向けに注釈が必要だと思います。また、歴史民俗資料館は印旛歴史民俗資料館とした方が分かりやすいと思います。2 ページ目『「ひと まち 自然」が調和し 豊かで安心できる環境で暮らせるまち いんざい』の括弧は使い方が逆かと思います。7 ページと 21 ページに、行のはじめに小さい「っ」が来ている箇所があるため、禁則処理をして対応していただければと思います。18 ページと 28 ページのタイトルについて、他ページと同じレイアウトに調整がつけば見栄えが良くなると思います。31 ページの印旛歴史民俗資料館と、木下交流の杜歴史資料センターの説明書きに、文頭に 1 マス空けず左寄せになっています。35 ページと 36 ページ、37 ページでは、表・グラフの下に注釈がありますが、図表に係るものや、説明だけのものがあり、また、36 ページはアスタリスクではなく備考となっており、統一感がないように思います。

事務局:いただいたご意見を踏まえて修正させていただきます。

会 長:それでは、本日の議事を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございます。進行を事務局にお返しします。

#### (4) その他

事務局:それでは、その他です。本日ご審議いただいた印西市の空き地の雑草等の除去に関する条例についての今後の予定としましては、12月の印西市議会において、条例制定の議案を上程できるように進めていきたいと考えていますので、よろしくお願います。事務局からの連絡事項は以上でございます。その他ということで委員の皆様からございますか。それでは、本日の予定はすべて終了となります。以上をもちまして、令和4年度第2回印西市環境審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

#### (5) 閉会

以上

令和4年度第2回印西市環境審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認します。

令和4年12月28日

印西市環境審議会 会長 岩井 誠